

今後の予定

今後の予定

時期	実施事項	
	答申	基本指針変更
3月4日（本日）	答申および基本指針変更案 最終審議	
～3月中旬	事務局最終修正 → 委員長確認	
～3月下旬	小委員会より河川分科会に対して付託に対する報告（書面）（※1） ※河川分科会より社会資本整備審議会に対しても同様報告（書面）（※1） 関係省庁および関係機関等との最終調整	
4月～5月	取り組むべき事項に対する実施体制、 実施方針の整理 順次着手	パブリックコメント（※2）
5月上旬～中旬	—	各省正式協議（※1）
5月中旬～	—	基本指針の変更手続き（官報掲載等）
6月中旬～下旬	—	基本指針の変更

※1, 2 関係法律（抜粋）は別添参考参照

(参考)関係法律抜粋

土砂災害防止法

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

（中略）

3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、**総務大臣及び農林水産大臣に協議**するとともに、**社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない**。

4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

行政手続法

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて**広く一般の意見を求めなければならない**。

（中略）

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の**公示の日から起算して三十日以上**でなければならない。